療育研究会資料

国立療養所重症心身障害児(者)施設の 法等からみたエージェンシー化への流れ

阿部 幸泰

[はじめに]

最近、国立療養所(以下「国療」と記す)重症心身障害児(者)(以下「重症児」と記す)施設のみならず、国療そのものの「エイジェンシー化」ということばを聞く。

そこでこの「エイジェンシー化」の意味と、国療重症児施設の整備の根拠となる法律等の上の整理・検討の必要性を感じた。

〔目的〕

30数年前初期の重症児施策においては、国療がリードしていたが、最近は「公法人立」法人への委譲等が叫ばれ出している。そこで、先の療育研究会ではその処遇の在り方からこの問題を検討した。

今回は主に法律等の国療重症児施設に関するものから、また最近の行政、福祉の通達等の流れを合わせて自己流に検討を試みたので報告する。

〔検討経過〕

法における最初の国療重症児施設の位置づけは、(抜粋1、2)のとおりであるが、注目すべきは、(抜粋2)の「児童福祉施設とはせず」である。この位置づけが現在までの国療重症児施設の現場での処遇に数々の混乱と問題を生じてきたといえる。

抜粋1 (注:抜粋中のアンダーラインは、筆者が記す、以下抜粋も同じ)

闡都道府県の措置(昭和42年8月の児童福祉法改正による)

児童福祉法 第27条の2

都道府県は、第43条の3 [肢体不自由児施設] 又は第43条の4 [重症心身障害児 施設] に規定する児童については、前項第3号の措置に代えて、<u>国立療養所</u>その他政 令で定める医療機関であって厚生大臣の指定するもの(以下「指定国立療養所等」と

いう。) <u>に対し</u>、これら児童を<u>入所させて</u>肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設 におけると同様な治療等を行なうことを委託することができる。

SIL CON CONTONI CON CONTONI CONTONI CONTONI CONTONI CONTONI CONTONI CONTONI CONTONI CONTONI CONTONI

抜粋2

厚生事務厚生省事務次官通知(厚生省発児第101号)

第3 国立療養所への治療等の委託について

の1 …… 国立療養所に整備してきた重症心身障害児病棟は、今回の改正では、 児童福祉施設とはせず、都道府県知事は、重症心身障害児施設への入所措置 に代えて、国立療養所へ当該児童の治療等を委託する措置を行なうことがで きることとし、また従来から、国立療養所において療育を行なっていた進行 性筋萎縮症児についても、その障害の様態からみれば肢体不自由児であるの で、肢体不自由児として処遇することとし、同様に、国立療養所への治療等 の委託の制度を設けることとしたが、……。

(抜粋3)のとおり平元年に「児童福祉法に規定する児童福祉施設」と位置づけられたが、 それとて「消費税法上の措置」との但し付きで、実質的な位置づけになっていないきらいがあ る。

抜粋3

保健医療局長通知(健医発第764号)

児童福祉法における指定国立療養所等の取扱いについて

......児発第402号をもって別添のとおり厚生省児童家庭局長から児童福祉法の解釈が示されたので通知する。

なお、今回の取扱いは消費税法上の措置であるため、.....。

児発第402号(平成元年5月29日)

児童福祉法第27条の第2項の規定に基づき厚生大臣が指定する<u>国立療養所...</u>. は、平成元年4月1日より児童福祉法第7条に規定する肢体不自由児施設又は重

症心身障害児施設としたので、。

なお、併せて、上記<u>国立療養所</u>......における<u>児童福祉施設最低基準等の遵守</u>について御留意いただきたい。

この間国療重症児施設が児童福祉法の重症児施設としての位置づけが実質的に明確にならなず、曖昧な部分を残した状態が続くことになった。一方社会の動きや民間重症児施設の増加に伴い、(抜粋4)のように在宅重症児の福祉施策も進んだが、この中でも国療重症児施設は、

「国立療養所は在宅重度心身障害児(者)緊急保護事業のみ該当する」というように重症児施 策からも取り残されることになった。

抜粋4

♪心身障害児(者)施設地域療育事業について

国立療養所課長通知(療第94号 昭和55年11月26日)

記1

……、新たに他の3事業を加えたものであるが、<u>国立療養所においては「在宅重度心</u> <u>身障害児(者)緊急保護事業」のみ該当する</u>ものである。

(法律第37号の一部改定ー平成3年1月1日ーにより、「短期入所事業」に改正)

障害児(者)地域療育等支援事業(児発第497号 平成8年5月10日)

(「心身障害児(者)地域療育拠点施設事業」廃止)

第1目的

……、在宅の重症心身障害児(者)、精神薄弱児(者)、身体障害児(者)… …の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これら療育機能を支援する都道府県域における療育機能との重層的連携を図り、……。

第2 実施主体

.....は、都道府県、指定都市及び中核市とする。.....。

なお、この事業を障害児(者)施設を経営する<u>社会福祉法人等に委託</u>することができる。

第3 事業内容

- 1 療育等支援施設事業(平成8年度、全国74施設)
 - ア 在宅支援訪問療育等指導事業

(旧「心身障害児(者)巡回療育相談等事業」を組み替え)

- (ア)巡回相談
- (イ)訪問による健康診査
- イ 在宅支援外来療育等指導事業
- ウ 地域生活支援事業

(旧「心身障害児(者)地域療育拠点施設事業」を組み替え)

- 工 施設支援一般指導事業
- 2 療育拠点施設事業
 - ア 施設支援専門指導事業
 - イ 在宅支援専門療育指導事業

重症心身障害児(者)通園事業実施要綱(平成8年度、全国25施設)

- 1 目的
 -、在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により.....。
- 2 実施主体

……。なお、この事業の一部を重症心身障害児(者)施設等を経営する<u>社会福</u> 祉法人等に委託することができる。

更に、厚生行政の改革の中で(抜粋5)のように、国療重症児施設は再編成の嵐に身を置く こととなった。

抜粋5

国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針(平成8年11月1日改訂)

- 2 国立病院・療養所の果たすべき役割
 - (1) 政策医療
 - イー 重症心身障害については、障害者保健福祉施策推進の観点から将来

における患者の望ましい処遇を見据えて、<u>中長期的な視点に立った</u> 見直しを進める。

4-(2) 再編成計画

イ 重症心身障害に対する医療を行う施設については、中長期的な視点に立った見直しの一環として、将来における患者の望ましい処遇を見据えつつ社会法人等への経営移譲をモデルとして実施することを検討する。

(4) 再編成の実施目標

……平成12年度末までに対処方法を決定した上、速やかに実施するものとする。

これを受け、全国重症児を守る会を含めての国療重症児施設の在り方が検討・報告(抜粋6)され、それを受けて全国重症児を守る会が(抜粋7)のような要望を病院部に提出している

抜粋6

「重症心身障害児(者)医療における国立療養所の在り方に関する研究

(平成9年3月 中間報告)

1:国立療養所の担う重症心身障害児(者)医療の現状と問題点

2:国立療養所の担う重症心身障害児(者)医療の今後の在り方

抜粋7

国立機関と民間との役割分担

: 役割分担における濃厚かつ高度な専門医療

1: いわゆる超重症児の医療

2:強度行動障害の医療・療育

: 直ちに取り組むべき方策

1:職員の専門性向上のための研修会、研究に要する経費の確保

2: 医療・療育実績の分析・評価と情報公開・活用

医療・療育向上のための自己評価の実施

3:専門性を在宅重症児(者)に開かれた施設として対応

更に追い打ちをかけるように、厚生行政の枠を越えて国家としての行政改革が議論され出し (抜粋8)のように国療そのものが、エイジェンシー化の方向が出たのが、現在の状況である。 抜粋8

改革の推進方策(平成9年6月3日 閣議決定)

- 2 減量(アウトソーシング)の在り方
 - (3)施設等機関の見直し

国立病院・療養所

- イ 再編成方針の見直し
 - (エ) 重症心身障害につては、「社会福祉法人等への経営移譲をモデルとして実施」との<u>現在の方針をさらに徹底し</u>、<u>具体的に</u>社会福祉法人への委譲を進める。
- ウ 国立病院・療養所の組織・運営の見直し

……。…<u>高度かつ専門的な医療センターやハンセン病療養所等を除き</u>、 独立行政法人化を図るとともに、…。

测注:独立行政法人

行政機能の減量、効率化・質の向上をめざし新たに創設される法人格。

法令に基づき目的・任務が定められ、主務大臣の監督・関与は法人の業務及び組織運営に関する基本的な枠組みに限られる。

行政改革の趣旨から、現在国が所管している事務・事業のうち

・民間に委譲が可能なものは民間へ

・強度の公権力の公使など国の行政機関が直接実施すべき事務・業務は国が主体と Nation なって実施

との観点で見直す。しかし、民間に委ねられないわけではないが、一方委ねた場合 実施される保証がなく実施されないと国民生活や社会経済の安定等に著しい支障が 生ずる、といった事務・事業が存在する。こうした事務・事業の適正な実施を確 保する意味で設けられるのが「独立行政法人」である。(両親の集い、502号)

[まとめ]

在宅支援等の施策が、国療重症児施設が機能し難い法整備の流れにあることは、歯がゆい気 さえするが、本論でみてきた法的及び福祉の流れをみると、福祉も、民間活用、地方分散、在 宅主体という大きな施策の方向の前に、国療重症児施設は流れるべくして流れる方向にきた、 と感じを抱かざるをえない。

この流れの方向が、施設、在宅を問わず真に重症児一人一人の処遇に最適な方向となるのかどうかを見続けると共に、国療重症児施設の30年のノウ・ハウをこの流れの中で活用してもらえるよう、アナウンスを試みて行きたい。